

1歳以降の延長について、夫婦交替で育児休業を取得する場合の申請方法について

育児休業給付金は、原則1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されるものですが、保育所等に入れない場合などの延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合（延長交替）や夫婦同時に育児休業を取得する場合など以下のいずれにも該当する場合、**1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間中、夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金の対象となります。**

- ・ 被保険者又は配偶者が、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日に育児休業を行っていること
- ・ 新たな育児休業期間の初日が、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日であること、または配偶者が子が1歳（又は1歳6か月）に達する日後に育児休業を行っている場合であって配偶者の育児休業期間と接している若しくは重複していること

延長交代の場合の、支給申請書の記載方法は、以下の記載例をご確認ください。

育児休業給付金支給申請書（延長交替、過去に同一の子について育休取得ありの場合）の記載例

■ 第101条の30、第101条の42関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1. 被保険者番号 2. 育児休業開始年月日 3. 被保険者氏名 フリガナ（カタカナ） 4. 出生年月日

15405 5050-123456-7 4-280401

育休 一郎 12キユウ 1707 ①

1. 支給単位期間の1（初日） 2. 就業日数 3. 就業期間 4. 支払われた賃金額

1300-987654-3 5-070411 5-070407

8. 過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業取得の有無 9. 配偶者氏名 10. 配偶者の電話番号

1 123456789012 ② ③ 千代田区霞が関 090-XXXX-XXXX

11. 被保険者の住所（〒）※市、区、町及び町名 12. 被保険者の電話番号（欄ごとにそれぞれ正確に記入してください。）

千代田区霞が関

13. 被保険者の住所（〒）※丁目・番地 14. 被保険者の住所（〒）※アパート、マンション名

4-5-6

13. 支給単位期間その1（初日） 14. 就業日数 15. 就業期間 16. 支払われた賃金額

5-070411-0510 ④ ⑤ ⑥ ⑦

17. 支給単位期間その2（初日） 18. 就業日数 19. 就業期間 20. 支払われた賃金額

5-070511-0610 ⑧ ⑨

21. 最終支給単位期間（初日） 22. 就業日数 23. 就業期間 24. 支払われた賃金額

25. 職場復帰年月日 26. 職場復帰となる期間の初日（休業期間）

27. パパ・ママ育休 28. 配偶者の被保険者番号 29. 配偶者の育児休業開始年月日

5 1-5-080406

30. 育児休業開始理由 31. 配偶者の状況

5 1

32. 公金受取口座 33. 金融機関・店舗コード

1 本店・支店

- ① 5・6欄
5欄に育児休業開始年月日、6欄に出生年月日を記載してください。
- ② 8欄
過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがある場合、8欄に「1」と記載してください。
- ③ 9欄
被保険者の個人番号を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、個人番号を登録した場合は記載不要です）。
- ④ 10・11欄
被保険者の住所を記載してください（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、その時に登録した住所から変更がない場合は記載不要です）。
- ⑤ 13・17欄
支給単位期間その2（17欄）の初日は、支給単位期間その1（13欄）の初日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日）です。支給単位期間その1の末日は支給単位期間その2の初日の前日です。
- ⑥ 14・15・18・19欄
13・17欄の各休業期間中に就業した日数について、14・18欄に記載してください。就業した時間数を15・19欄に記載してください。
- ⑦ 16・20欄
13・17欄の支給単位期間中に支払われた賃金のうち、育児休業期間を対象として支払われた賃金を記載してください。
- ⑧ 26欄
26欄には配偶者の延長となる理由（右欄1～6より選択）、延長期間の始期（過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得している場合は1歳または1歳6か月に達する日）を記載してください。29欄には「5」と記載してください。
- ⑨ 30欄
30欄には「5」と記載してください。

⑩ 32欄
個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記入してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。なお、過去に失業等給付や育児休業給付を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

<添付書類>以下の書類を添付してください。

- ① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、被保険者の育児休業の取得期間及び支給申請書に記載した支給期間を対象とする賃金の額と支払状況を証明できるもの
- ② 確認書（次ページ参照）
- ③ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、被保険者の配偶者であることを確認できるもの
- ④ 被保険者の配偶者の育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、被保険者の配偶者の育児休業の取得期間を確認することができる書類
- ⑤ 延長事由を満たしていることが確認できる書類（延長事由により異なります。パンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」34ページを参照してください。）

※ 配偶者が延長事由を満たしており延長した期間の育児休業給付金を受給済の場合は、支給申請書の備考欄に配偶者の被保険者番号を記載することで、⑤の書類を省略することができます。

育児休業給付金支給申請書（延長交替、過去に同一の子について育休取得なしの場合）の記載例

■ 第101条の30、第101条の42関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認書・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

紙票種別 1. 被保険者番号 2. 被保険者氏名
 15405 50500-123456-7 4-280401

3. 被保険者氏名 フリガナ（全角カタ）
 育休 一郎 12#1201702

4. 事業所番号 5. 前年度事業開始年月日 6. 前年度末日 (注) 昭和44年(1年) 以降
 13000-987654-3 5-070411 5-070407

7. 国民年金の号について 8. 個人番号 9. 出生年月日 10. 出生地
 1 123456789012 5-070407 東京都

11. 配偶者の氏名(姓) 12. 配偶者の氏名(名) (姓・名にそれぞれ5桁ずつ記入してください。)
 100-9988 0900-XXXX-XXXX

13. 配偶者の住所(〒) 14. 配偶者の住所(市区町村) 15. 配偶者の住所(丁目) 16. 配偶者の住所(番地)
 千代田区霞が関

17. 配偶者の生年月日(年) 18. 配偶者の生年月日(月) 19. 配偶者の生年月日(日) 20. 配偶者の性別
 4-5-6

21. 前年度事業開始年月日(年) 22. 前年度事業開始年月日(月) 23. 前年度事業開始年月日(日) 24. 前年度事業終了年月日(年) 25. 前年度事業終了年月日(月) 26. 前年度事業終了年月日(日)
 5-070411-0510 (甲) 0 0 0 0 0 0

27. パパ・ママ育休 28. 配偶者の育休開始年月日(年) 29. 配偶者の育休開始年月日(月) 30. 配偶者の育休開始年月日(日)
 5 1-5-080411

31. 配偶者の状態
 1 配偶者がいない
 2 配偶者が妊娠中の子に該当する期間がない
 3 配偶者が妊娠中から産後まで育休取得
 4 配偶者が産後からワーキングママ等と認定される期間がない
 5 配偶者が産後から育休取得
 6 配偶者が産後から育休取得
 7 上記以外の理由で配偶者が育休取得できない

- ① 8欄 過去に同一の子について出生時育休休業または育休休業を取得したことがない場合は空欄としてください。
 - ② 26 26欄には配偶者の延長となる理由（右欄1～6より選択）及び育児休業開始日を記載してください。
 - ③ 30欄には「5」と記載してください。
- ※①、②以外の記載事項は過去に同一の子について育休取得ありの場合と同様です。

<添付書類> 過去に同一の子について育休取得ありの場合に必要な添付書類（前ページ<添付書類>①、③、④、⑤）に加えて、以下の書類を提出してください。

- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書に記載した期間の賃金台帳、出勤簿

<確認書の様式>

確認書

被保険者氏名 _____ 被保険者番号 _____

上記の者に係る同一の子についての育児休業の再度取得については、以下のとおりです。

※ 同一の子についての育児休業の再度取得の理由について、以下のいずれかを○で囲んでください。

- 1-1 当初の育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業及び育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなったため
- 1-2 当初の育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の解消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなったため
- 2-1 配偶者が死亡したため
- 2-2 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になったため
- 2-3 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなったため
- 3-1 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったため
- 3-2 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないため
- 4-1 配偶者の延長交替（注）として取得するため

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 _____ 公共職業安定所長 殿

事業所名（所在地）
 事業主氏名

（注1）「配偶者の延長交替」とは、① 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳又は1歳6か月に達する日において当該子を養育するための休業をしている場合、② 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳又は1歳6か月に達する日の翌日（その配偶者が当該子の1歳又は1歳6か月に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日）である場合のいずれも満たす育児休業をいいます。

（注2）この他、必要な書類にて確認させていただく場合があります。